

特別の法人 無料職業紹介事業報告書

1 届出受理番号 22 -特- ○○○○○○
2 事業所名 ○○○○無料職業紹介所

一人の求職者について、希望業務(区分)が複数がある場合、求職者の希望する優位順位が高いものに計上

★職業紹介の実績がない場合は、欄外に「実績なし」と記載

3 活動状況(国内)
(1) 構成員のみを求人者とするもの

Table with columns for recruitment status (求人), job seekers (求職), and employment (就職). Includes sub-tables for resignation (離職) and specific callouts for '3 months end current effective job seekers' and 'period of indefinite employment contract'.

(2) 構成員のみを求職者とするもの

Table for job seekers (求職) and resignation (離職) status, mirroring the structure of the first table but for job seekers.

(3) 求人・求職とも構成員とするもの

Table for combined recruitment and job seeker status, mirroring the structure of the first two tables.

4 活動状況(国外) (相手国別・総計)

Table for international activity with columns for partner country (相手国), recruitment (求人), job seekers (求職), and employment (就職).

5 職業紹介の業務に従事する者の数

3 人

3月末現在、職業紹介の業務に従事する者の数(紹介責任者も含む) → 1人以上を記載

6 従業員教育

Table for employee education with columns for date (日時), number of employees (従業員数), and education content (教育内容).

職業安定法第33条の3第2項において準用する同法第32条の16第1項の規定により上記のとおり報告します。

令和 7 年 4 月 日
氏名又は名称 ○○○○無料職業紹介所
厚生労働大臣 殿
提出日

「従業員教育」
●職業紹介責任者が行った教育(外部研修含む)
●従業員数に紹介責任者は含まない

常用...4ヵ月以上の期間を定めて雇用されるもの又は期間の定めなく雇用されるもの。
臨時...1ヶ月以上4ヵ月未満の期間を定めて雇用されるもの。
日雇...1ヶ月未満の期間を定めて雇用されるもの。

※延数 = 雇用期間(実働日数ではなく) × 人数
例: 雇用期間4月1日~5月31日、求人3人の場合は、61 × 3 = 183人日と臨時求人延数欄に記載。
雇用期間が1ヶ月未満の場合は、日雇求人延数欄に記載。

●取扱職種等の区分について(別紙参照)
「4活動状況(国内)」、「5活動状況(国外)」、「収入状況(国内・国外)」は中分類ごとに番号を記載。ただし、家政婦(夫)、マネキン、調理士、芸道家、配せん人、モデル、医師(歯科医師、獣医師、薬剤師は除く)、保育士の職業及び特定技能については、中分類とは別にそれぞれ記載。
なお、今年度から「離職」欄も含め、「取扱業務等の区分」欄は全て「新職種コード(2022改訂版の職業分類の中分類(3桁の分類))」で記載。

記載要領

- 1 無料職業紹介事業を行う事業所ごとに別紙で記載することとし、無料職業紹介事業者を管轄する都道府県労働局にまとめて提出すること。
- 2 対象期間については、前年の4月1日から3月末日まで（3の（1）から（3）までの④欄にあっては前々年の4月1日から前年の3月末日まで）とすること。
- 3 1には、届出受理番号を記載すること。
- 4 活動状況（国内）
 - (1) 3の（1）から（3）までの①の「求人数」及び③欄には、それぞれ「取扱業務等の区分」ごとに1ヶ年における求人及び就職数について、常用（4③欄にあっては「無期雇用」、「それ以外」）、臨時、日雇の区分ごとに記載することとし、常用についてはその人（件）数、臨時及び日雇についてはその延数（人日）を記載すること。
 - (2) 3の（1）から（3）までの①の「有効求人数」、②の「有効求職者数」欄には、それぞれその3月末における有効求人数、有効求職者数を記載すること。
 - (3) 3の（1）から（3）までの②の「新規求職申込件数」欄には、「取扱業務等の区分」ごとに対象期間中に新たに求職申込みのあった件数を記載すること。
 - (4) 3の（1）から（3）までの④の「離職」欄には、前々年の4月1日から前年の3月末日までの間に就職した者（期間の定めのない労働契約を締結した者に限る。以下「無期雇用就職者」という。）のうち、就職後6ヶ月以内に離職した者の数を、④の「不明」欄には、無期雇用就職者のうち、就職後6ヶ月以内に離職したかどうか明らかでない者の数を記載すること。
 - (5) 3の（1）から（3）までの欄において、「常用」とは、4ヶ月以上の期間を定めて雇用される者又は期間の定めなく雇用される者をいい、「臨時」とは、1ヶ月以上4ヶ月未満の期間を定めて雇用される者をいい、「日雇」とは、1ヶ月未満の期間を定めて雇用される者をいう。なお、雇用の予定期間は、雇用の開始年月日から雇用契約の期間の終了する年月日までの日数とし、雇用の予定期間内に休日があっても雇用が継続する場合は、すべて通算するものとする。ただし、断続的な就労の場合は日雇とすること。
- 5 活動状況（国外）
 - (1) 4の⑤の「求人数」及び⑦欄には、「取扱業務等の区分」ごとに、1ヶ年における求人、就職延数を記載すること。
 - (2) 4の⑤の「有効求人数」及び⑥の「有効求職者数」欄には、それぞれその3月末における有効求人数、有効求職者数を記載すること。
 - (3) 4の⑥の「新規求職申込件数」欄には、「取扱業務等の区分」ごとに対象期間中に新たに求職申込みのあった件数を記載すること。
- 6 5の「職業紹介の業務に従事する者の数」欄には、当該職業紹介を行う事業所に係る3月末における職業紹介の業務に従事する者の数を記載すること。
- 7 ⑧欄には、氏名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記載すること。